

# ダイオキシン類対策特別措置法に基づき政令・総府令で定めるべき事項のうち規制の設定に係るものに対するパブリックコメントの実施結果について

## 意見の提出者数

・封書又はFAXによるもの	6通
・電子メールによるもの	6通
合計	12通

意見ののべ数 37件

## パブリックコメントによる意見の概要及び意見に対する考え方

1. 今回実施したパブリックコメント手続で寄せられた意見のうち、本パブリックコメント手続の内容に直接関係するものについて、「1. ダイオキシン類対策特別措置法に基づき政令・総府令で定めるべき事項のうち規制の設定に係わるものに関する意見」とりまとめました。
  2. 今回実施したパブリックコメント手続において、中央環境審議会の各部会（大気部会、水質部会、土壌農薬部会及び廃棄物部会）において実施されたパブリックコメント手続に該当する意見が多数寄せられました。  
既に中央環境審議会の各部会において実施されていたパブリックコメント手続については、受付期間を終え、期間中にいただいたご意見に対する基本的考え方がとりまとめられております。  
よって、これらの意見については、「2. 既にパブリックコメント手続の受付を終了した部会報告案に関する意見」としてとりまとめ、同趣旨の質問に対する既に示されている各部会における基本的考え方を参考としてご紹介します。
  3. 各部会の報告案に係るパブリックコメント手続に対して提出された意見のうち、各部会の報告案に対する意見ではないものや、環境庁が実施した本パブリックコメント手続に直接関連しないものについても、ダイオキシン対策関係の意見については、「3. その他」とりまとめました。
1. ダイオキシン類対策特別措置法に基づき政令・総府令で定めるべき事項のうち規制の設定に係るものに関する意見

意見の概要	意見に対する考え方
廃棄物焼却炉の規模要件の該当性の判断には、事業所内の全ての焼却炉の焼却能力の合計を用いるべき。	廃棄物焼却炉の規模要件の該当性の判断においては、1つの廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、その火床面積又は焼却能力の合計を用いることを検討しています。
測定時の施設の運転状況を施設	測定は、例えば廃棄物焼却炉の場合、廃棄物の焼

<p>の規模等に合わせてより明確に規定すべき。</p>	<p>却が実際に行われている状態で行われることが必要なため、通常の操業状態で実施する旨を規定することを検討しています。</p>
<p>焼却能力についての算定方法を示すべき。</p>	<p>焼却能力の算定については、燃焼物による差異があるため、一律に特定施設の該当性の判断に用いる算定式を設定することは困難と考えますが、焼却能力以外に外形的な判断基準として、火床面積も要件とすることを検討しているところです。</p>
<p>特定施設に係る届出については、届出期間が1ヶ月と短いことから、届出後の追加記載を認めるなど、弾力的に運用をされたい。</p>	<p>届出期間については、ダイオキシン類対策特別措置法第12条において規定されているところです。 今後、法の施行に当たっては、地方公共団体とも連携を図り、関係者に届出内容も含め規制内容をあらかじめ周知するよう努めてまいりたいと考えております。</p>
<p>廃棄物を燃焼させるボイラーについて、特定施設の解釈通達を示すべき。</p>	<p>廃棄物の焼却処理を目的とする施設は廃棄物焼却炉であると考えています。今後、法の運用が適切になされるよう、地方公共団体と連携を密にしていきたいと考えております。</p>

## 2. 既にパブリックコメント手続の受付を終了した部会報告案に関する意見

意見の概要	意見に対する考え方
<p>大気環境基準に対する疑問として、ダイオキシンの挙動は不確実性が多く、基準案の0.6pg/m<sup>3</sup>は高すぎる。諸外国大気の平均環境濃度、大気経由割合データなどから、少なくとも0.1pg/m<sup>3</sup>とすべき。</p>	<p>今回提案した環境基準値は、現状におけるダイオキシン類の曝露量の大気経由割合及び人への曝露に関する検討、我が国における大気環境中のダイオキシン類濃度の現状等を踏まえ、人の健康を保護する見地から総合的に判断して、妥当と考えたものです。 今後もダイオキシン類による人の健康への影響の未然防止の徹底のため、関連する科学的知見の集積・評価が不断に行われるとともに、排出抑制対策を着実に講じ、ダイオキシン類の大気環境濃度の低減を図っていくことが必要であると考えます。</p>
<p>木くずボイラー、廃タイヤボイラー等も規制対象とすべき。</p>	<p>ダイオキシン類は、廃棄物の燃焼過程等で非意図的に生成されることが知られていますが、ダイオキシン対策の推進に当たっては、ダイオキシン類が難分解性で蓄積性があることに鑑み、排出総量を全体として削減することが重要です。このため、政府のダイオキシン対策関係閣僚会議で策定された「ダイ</p>

<p>RDF やたばこなども含めて、規制等を実施すべき。</p> <p>産業系施設について小規模施設も基準を設定すべき。</p>	<p>「オキシシン対策推進基本指針」においては、ダイオキシシン類の排出総量を平成14年度において平成9年に比べ約9割削減することとしています。また、今般、大気環境基準が設定されることから、対策の目標としては、排出総量を平成14年度において平成9年に比べ約9割削減すること及び全国的に大気環境基準を達成することとしています。</p> <p>排出削減のための対策推進の考え方としては、ダイオキシシン類の環境中の挙動が未だ不明な点が多いため、削減対策技術を考慮して、環境への排出を極力抑制する方向で対策を進めることとしています。</p> <p>特定施設については、排出が相対的に多い施設について特定施設とし、排出基準については、実施可能な技術的対応を講じた場合に達成することが可能なレベルで設定しようとするものです。また、自主的な取り組み等も重要と考えております。</p> <p>これらの対策により、ほぼ全国にわたって大気環境基準を達成することが可能と考えています。</p> <p>なお、今後、発生源における排出削減を徹底するとともに、ダイオキシシン類の排出量の削減状況の把握に努めるとともに、未だ明らかになっていない発生源からの排出実態を明らかにし、これらの知見の充実を踏まえ、毎年、政府において排出インベントリーを更新することとしており、海外の状況なども踏まえつつ、知見の充実を図る必要があります。</p>
<p>廃棄物焼却炉に係る特定施設の規模要件は、火床面積が0.2平方メートル以上のもの又は焼却能力が1時間当たり10kg以上のものとすべき。</p>	<p>廃棄物焼却炉については、排出実態や地方公共団体の対応能力等を勘案して、現時点においては1時間当たりの焼却能力が50kg以上のものあるいはそれと同等以上の能力を有する処理施設に係る焼却炉を対象とすることが適当と考えます。</p>
<p>1時間当たりの焼却能力が50kg未満の小型炉も規制対象とすべき。</p>	
<p>焼却炉の規模要件は火床面積1平方メートル以上、1時間当たりの燃焼能力100kg以上と緩和すべき。</p>	
<p>紙や木材の小型専焼炉について、法律の運用を考慮すべきではないか。</p>	<p>廃棄物の焼却中に全く塩素分がない状態を担保することは非常に困難であり、また、廃棄物焼却に伴うダイオキシシン類の発生については、適切な対策や管理を行っている場合、どのような廃棄物を対象と</p>

	<p>するかというよりも、燃焼状態や排ガス処理の状況等の方がダイオキシン類濃度に大きな影響を及ぼすと考えられていることから、燃焼物に関わらず施設の規模を勘案して規制対象を選定したものです。</p>
<p>野焼きを全面禁止すべき。</p> <p>-----</p> <p>焼却炉を使用しない野焼き等の燃焼に対しての規制を導入すべき。</p>	<p>野焼きについては、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制対象（工場・事業場に設置されている施設）とはならないところです。なお、既に廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄物の野焼き行為は禁止されています。</p>
<p>有機塩素化合物の焼却を防止すべき。</p>	<p>ダイオキシン類の発生の原因となる物質を具体的に特定することは困難と考えます。</p> <p>なお、21世紀の目標である循環型社会の構築を目指し、廃棄物の削減に努めることはもちろんのこと、物質循環の中で総合的にダイオキシン類の排出削減を図っていく施策に取り組むことは重要と認識しております。</p> <p>また、特定施設の中には、スクラップや集じん灰等、社会や他の産業などからの不要物あるいは廃棄物に相当するものをマテリアルリサイクルする役割を担っており、21世紀の目標である循環型社会の構築においては、欠くことのできない施設があります。また、こうした施設からのダイオキシン類の排出は、スクラップや集じん灰等の原料の性状が一因ともなっていることから、より上流側での対応が重要と考えます。</p>
<p>臭素化ダイオキシン類の研究及び規制を検討すべき。</p>	<p>ハロゲン化ダイオキシン類については、まず、ダイオキシン類対策特別措置法附則第2条第1項に基づき、臭素系ダイオキシン類の発生過程等に関する検討を行うこととされており、その結果に基づき、必要な措置を講じることとしております。</p>
<p>構造・維持管理基準を設けるべき。</p>	<p>今回導入する予定のダイオキシン類対策特別措置法に基づく規制は、排ガス濃度等に係る規制であり、構造基準、維持管理基準を設定するものではありません。</p>
<p>燃焼条件の改善等に関する基本的技術を確立すべき。</p>	<p>ダイオキシン類に係る排出削減技術の開発を推進するとともに、その適切な運用や維持管理の日常的な徹底方策、さらには操業管理の改善策等についての検討を進め、これらを組み合わせて適切な排出削減対策を図っていくことが重要です。</p>

<p>中規模以下の焼却炉の規制の実効をあげるため、日常の管理のために測定可能な項目について基準化すべき。</p>	<p>ダイオキシン類の測定に当たっては、その時の操業状態を表す指標やダイオキシン類に関連が深い排ガス濃度成分などに加えて、こうした情報の日頃の操業における状況をあわせて把握することが期待されることです。なお、簡易測定法の確立など、事業者が自主管理に取り組みやすい環境を整備することが重要と考えています。</p>
<p>ダイオキシン類分析の簡易測定方法の開発を早急に推進すべき。</p>	<p>今後、簡易な測定・分析方法を早急に確立していく予定です。</p>
<p>排ガス中ダイオキシン類ではなく、周辺の葉、土壌など、比較的濃度が安定している物質を指標とすべき。</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法では、ダイオキシン類の排ガス濃度について排出基準を設定し、規制することとなっています。</p>
<p>焼却灰についての規制基準を明記し、埋立処分を禁止することが必要。</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法第24条に基づき、焼却灰を埋立処分する際に処理すべき基準（厚生省令で定めることとされています。）が制定され、その基準を満たさない焼却灰については埋立処分が禁止されます。</p>
<p>塩素系漂白の範囲が不明確である。漂白に使用する薬品に塩素化合物が含まれる場合は、すべて対象とするか、若しくは、注釈などで明示すべき。</p>	<p>ご指摘の趣旨を踏まえ、ダイオキシン類対策特別措置法施行令において、特定施設を次のとおり明確に規定します。 「硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設」</p>
<p>廃ガス処理を湿式で行っており、中和剤としてNaOHを使用していることから、塩（塩水）が発生します。 塩水を濃縮して塩を抽出しているが、管理型処分場に持ち込むと塩害の問題があり、また工場内再利用の頻度を多くすると水質排出基準又は大気排出基準に達しなくなる恐れがある。さらに、乾式に変更となると、コスト面の問題等がある。 このため、大気排出基準及び水質排出基準を達成するためには、施設から排出される塩水の</p>	<p>排水中のダイオキシン類の排出抑制対策については、一次発生源での発生を抑制する方法と排水処理施設によって削減する方法とがあり、特に排出ガス、排水を排出する廃棄物焼却施設等においては、燃焼設備等の改善によってダイオキシン類の原水濃度を下げる努力を進めるとともに、水質排出基準を達成するため、適切な排水処理を行うことが必要と考えています。 なお、抽出された塩については、地方公共団体の環境担当部局に相談の上、適切なりサイクル、処分等が行われることが望ましいと考えています。</p>

<p>処理施設の許可取得条件の緩和、もしくは抽出した塩のリサイクル可能な施設を紹介していただくか、リサイクル施設を製作していただけないか。</p>	
<p>土壌中ダイオキシン類の農産物への移行に関する知見を早急に充実させ、必要な場合に規制を検討すべき。</p>	<p>一般に土壌中ダイオキシン類の植物への移行はほとんどないか、あっても極めてわずかであると考えられています。我が国で、水田土壌と玄米中のダイオキシン類濃度には相関が見られないと示唆する調査結果がありますが、農用地土壌及び農作物の調査測定事例は少なく、今後、詳細な実態調査等を踏まえて基準設定の必要性を検討することとしています。</p>
<p>農用地の基準については、ドイツやイタリアの基準の設定根拠を踏まえて見直すべき。</p>	<p>諸外国においては、農用地土壌中のダイオキシン類について農業事情、食生活等を背景に様々な対応がとられており、ガイドライン等を設定していない国も多くあります。</p> <p>ドイツのガイドラインは、放牧地土壌から牛乳への曝露リスクを評価したものであり、農作物についての科学的根拠はないとされています。また、イタリア（セベソ）については、化学工場の事故により一時的に高濃度のダイオキシン類や大量のクロロフェノール類が飛散し、複合的に汚染された地域での事故対策事例です。</p> <p>我が国においては、農用地土壌・農作物に係る実態調査を踏まえて、基準設定の必要性を検討してまいります。</p>

### 3. 上記のほか、環境庁所管事務のうちダイオキシン対策に関する意見

意見の概要	意見に対する考え方
<p>中央、地方にダイオキシン類監視班を設置し、監視体制・検査体制を強化すべき。</p>	<p>都道府県知事には立入検査、改善命令等の権限が与えられています。また、大気、水質又は土壌のダイオキシン類による汚染により人の健康に係る被害が生ずることを防止するため緊急の必要があると認められる場合については、環境庁長官にも立入検査等の権限が与えられています。今後、法の円滑な施行が図られるよう努めてまいります。</p>
<p>ダイオキシン類対策特別措置法では、設備使用目的を含め特定</p>	<p>新たに特定施設の要件を満たした場合、その時点で特定施設を設置したこととなり、新設の基準が適</p>

<p>施設の要件としているが、法施行時点では対象外であった施設が、その後使用原料等の変更等により要件を満たし特定設備となった場合、既設と新設どちらの排出基準が適用されることとなるのか。</p>	<p>用されることとなります。</p>
<p>上記法律が施行されると新たに規制対象となる50～200kg/時の小型炉にもダイオキシン類の測定義務がすぐかかるのか。</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項の規定に基づき、測定義務がかかることとなります。</p>
<p>届出書でダイオキシン類の排出濃度を記載させるのであれば、排出口で基準を遵守せよというだけではなく対策指針を示すべき。</p>	<p>ダイオキシン類対策特別措置法は排出口の基準の遵守等について定めたものですが、今後、ダイオキシン類に係る排出抑制技術の開発を推進することは重要であると考えています。</p>
<p>排出ガス、周辺環境等のダイオキシン類検査について、無料又は格安で実施できる公的機関を設置すべき。</p>	<p>測定についてはそれぞれの費用負担により行われることとなります。</p>
<p>焼却施設などの周辺利用状況を考慮し、ダイオキシン類が食物連鎖に入る場合と入らない場合を分けて対策をとるべき。</p>	<p>環境中に排出されたダイオキシン類の挙動は不明な点が多いところですが、種々の経路により人への曝露の可能性があります。このため、大気、水、土壌について人の健康の確保に関する基準を設定するとともに、削減対策技術を考慮して、環境への排出を極力抑制する方向で対策を進めることとしています。</p>
<p>廃棄物焼却炉の規制対象裾下げは、大気環境中へのダイオキシン類の発生抑制に資するものではあるが、廃棄物処理状況を踏まえた総合的な施策としては疑問がある。</p>	<p>21世紀の目標である循環型社会の構築を目指し、廃棄物の削減に努めることはもちろんのこと、物質循環の中で総合的にダイオキシン類の排出低減を図っていく施策に取り組むことは重要と認識しております。</p>
<p>環境庁は土壌浄化対策技術の評価を急ぐべき。また、技術者の自主的な実証試験の成果も評価対象とすべき。</p>	<p>環境庁では、平成11年度から、土壌中のダイオキシン類を安全・確実に浄化できる技術について実証調査を行い、最終的に種々の対策技術を網羅した対策技術マニュアルの策定を目指しています。</p>